

京都市地球温暖化対策推進本部規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第110号

京都市地球温暖化対策推進本部規則

(設置)

第1条 京都市地球温暖化対策条例(以下「条例」という。)第2条第2号に規定する地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、京都市地球温暖化対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例第8条に規定する報告書の作成に関すること。
- (2) 条例第9条第1項に規定する地球温暖化対策計画の推進に関すること。
- (3) 条例第11条第1項各号及び第2項各号に掲げる施策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第3条 本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員をもって組織する。

(地球温暖化対策推進本部長)

第4条 本部の長は、地球温暖化対策推進本部長(以下「本部長」という。)

とし、市長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総理する。

(地球温暖化対策推進副本部長)

第5条 本部に、地球温暖化対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、助役及び収入役をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理し、本部長及び当該副本部長に事故があるときは、他の副本部長（他の副本部長が2人以上あるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長）がその職務を代理する。

(地球温暖化対策推進本部員)

第6条 本部に、地球温暖化対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長

(2) 区長及び区役所支所長

(3) 消防局長

(4) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者

(5) 教育長

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める本市関係職員

(会議)

第7条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 本部長は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、本部に部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(幹事会)

第9条 会議に付議する事案の調整を行うため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第10条 本部の庶務は、環境局において行う。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 京都市環境保全推進会議規則の一部を次のように改正する。

第1条中「事務事業」の右に「(京都市地球温暖化対策条例第2条第2号に規定する地球温暖化対策に係るものを除く。)」を加える。

(環境局環境政策部地球環境政策課)